

日本司法支援センター（愛称「法テラス」）

資料1

目的：総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うこと

・国民の司法へのアクセス障害を解消

・国民の裁判を受ける権利を実質的に保障

事務所

本部

東京都千代田区九段北4-2-6

- ・役員
 - 理事長 1名
 - 監事 2名
 - 理事 4名
- ・常勤職員 62名

地方

地方事務所 全国50か所

支部 11か所

出張所 6か所

地域事務所 19か所

- ・常勤弁護士 96名（H21には300名へ）
- ・常勤職員 369名

主な業務内容

情報提供業務

- ・法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供

 **法テラス** コールセンター おなやみなし 0570・078374

民事法律扶助業務

- ・資力の乏しい人に無料法律相談を実施したり、裁判に要する費用の立替え等を行う
 - ・契約弁護士 9,200名
 - ・契約司法書士 3,700名

国選弁護関連業務

- ・国選弁護人を確保し捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備
 - ・契約弁護士 13,300名

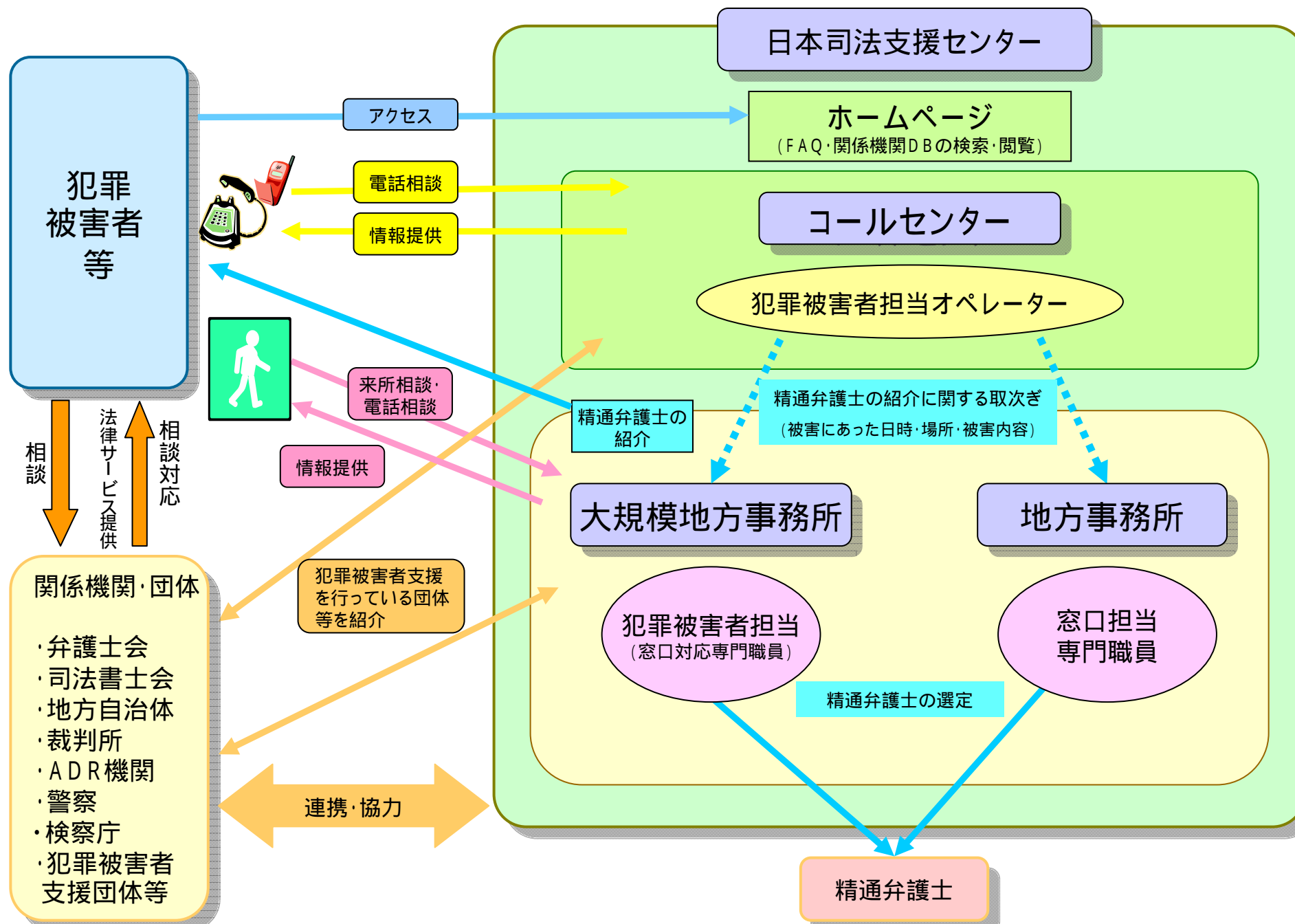
司法過疎対策業務

- ・司法過疎地域に常勤弁護士を配置し、適切な料金により法律サービスを提供

犯罪被害者支援業務

- ・被害者の支援に詳しい弁護士等の情報を無料で提供
 - ・精通弁護士 1,200名

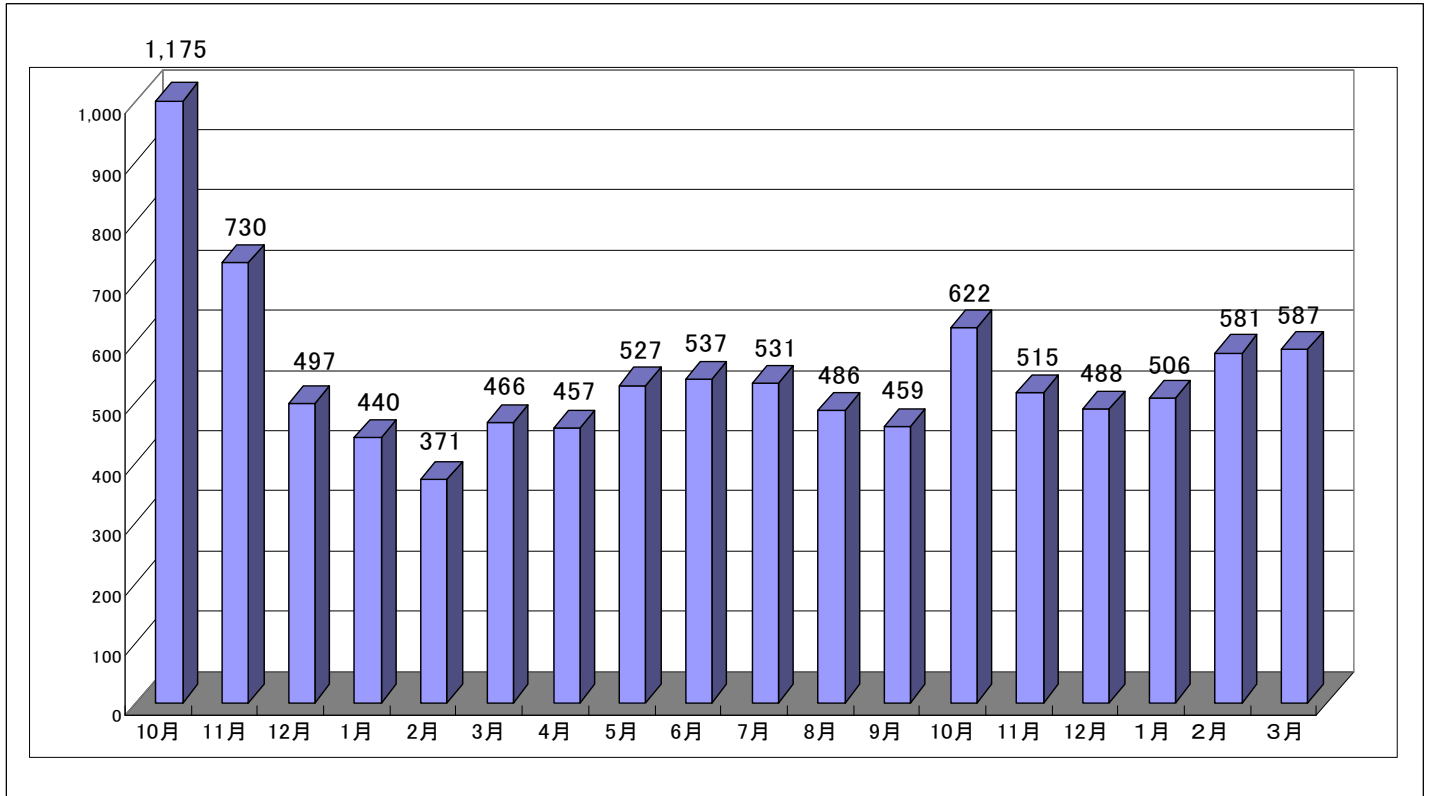
犯罪被害者支援業務のイメージ



犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電状況

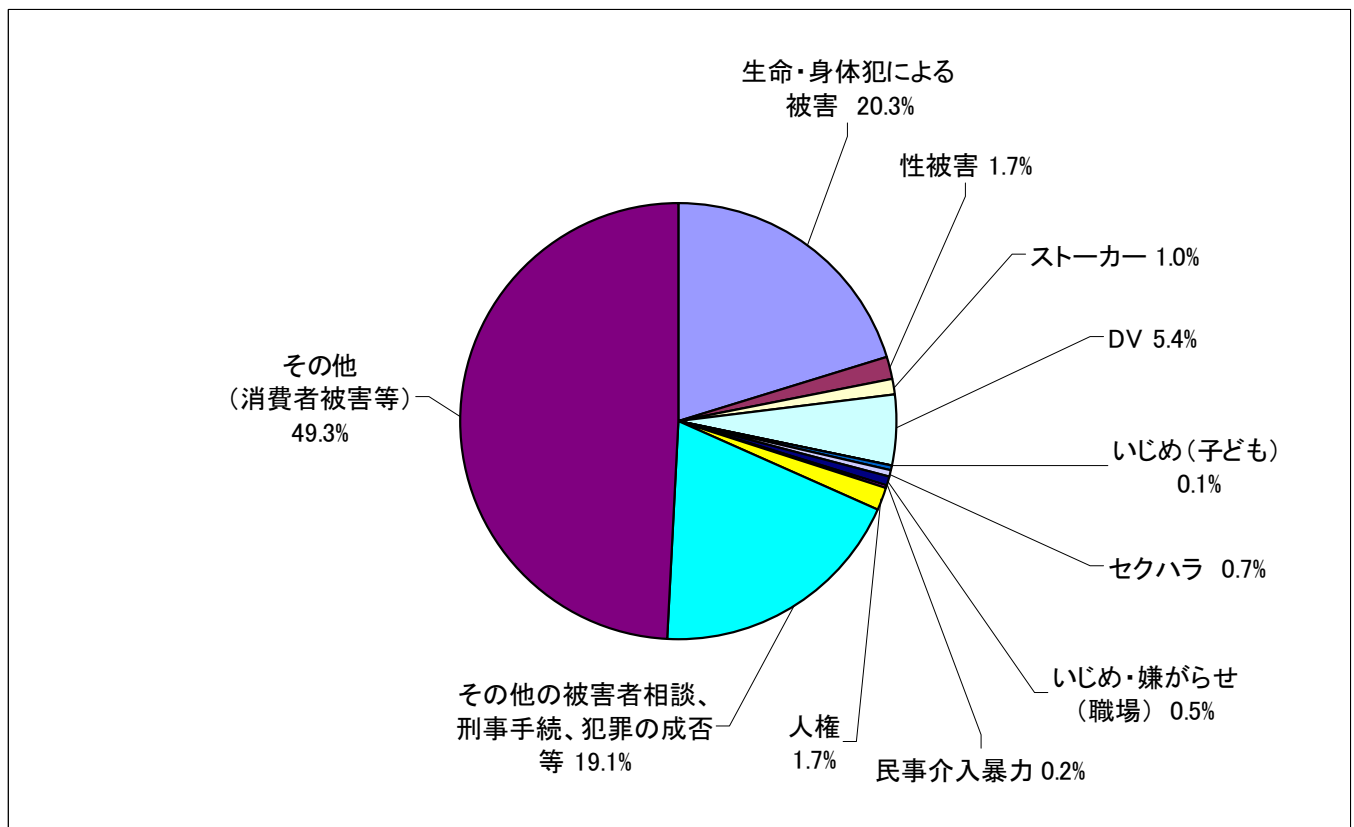
資料3

1 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移(平成18年10月～平成20年3月)



※業務開始以降 9,975件

2 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容(平成19年4月～平成20年3月)



※平成19年4月～平成20年3月 6,296件

地方事務所における犯罪被害者支援業務実績

1 平成18年10月～平成19年3月

(1) 情報提供件数【犯罪・刑事事件】

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
147	136	112	144	89	87	715

※「犯罪・刑事事件」の分類に含まれる主なもの

- ①刑事手続の仕組み
- ②犯罪の成否
- ③その他犯罪・刑事事件に関するもの(殺人、暴行・傷害、強姦、ストーカー、交通事故等の被害者相談、危機介入、告訴・告発、警察・裁判所付添、検察審査会への申立て、示談交渉、犯罪被害者等給付金、メンタルケア、その他)

(2) 精通弁護士紹介件数 97件

2 平成19年4月～平成20年3月

(1) 情報提供件数【犯罪被害・刑事手続等】

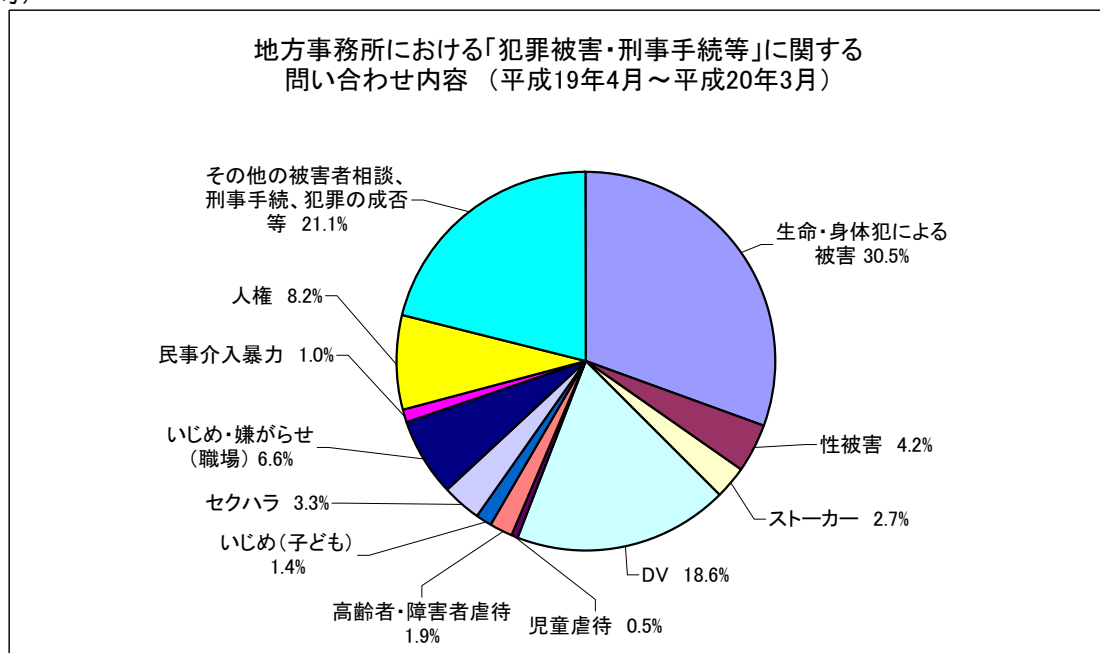
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
558	676	716	681	679	605	786	698	701	706	736	759	8,301

※犯罪被害・刑事手続の分類に含まれる主なもの

上記「犯罪・刑事事件」に加え、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、いじめ、セクハラ、嫌がらせ、人権、民事介入暴力を含む。

(2) 精通弁護士紹介件数 590件

(参考)



犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律の概要

刑事手続において資力の乏しい被害者参加人もその委託を受けて被告人質問等を行う弁護士（被害者参加弁護士）の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行うこととする。

1 概要

(1) 被害者参加弁護士の選定に関する規定等の整備

- ① 資力^{※1}から犯罪行為を原因として3月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が基準額^{※2}に満たない被害者参加人は、裁判所に対し、日本司法支援センターを経由して、被害者参加弁護士の選定を請求することができる。
- ② 日本司法支援センターは、①の請求をした者の意見を聴いた上で、裁判所が選定する被害者参加弁護士（国選被害者参加弁護士）の候補を指名し、裁判所に通知する。
- ③ 裁判所は、①の請求があったときは、当該請求が不適法である場合その他一定の場合を除き、被害者参加弁護士を選定する。
- ④ 国選被害者参加弁護士の報酬及び費用については、国が負担する。

※1 現金、預金等の流動資産の合計額

※2 標準的な3月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額

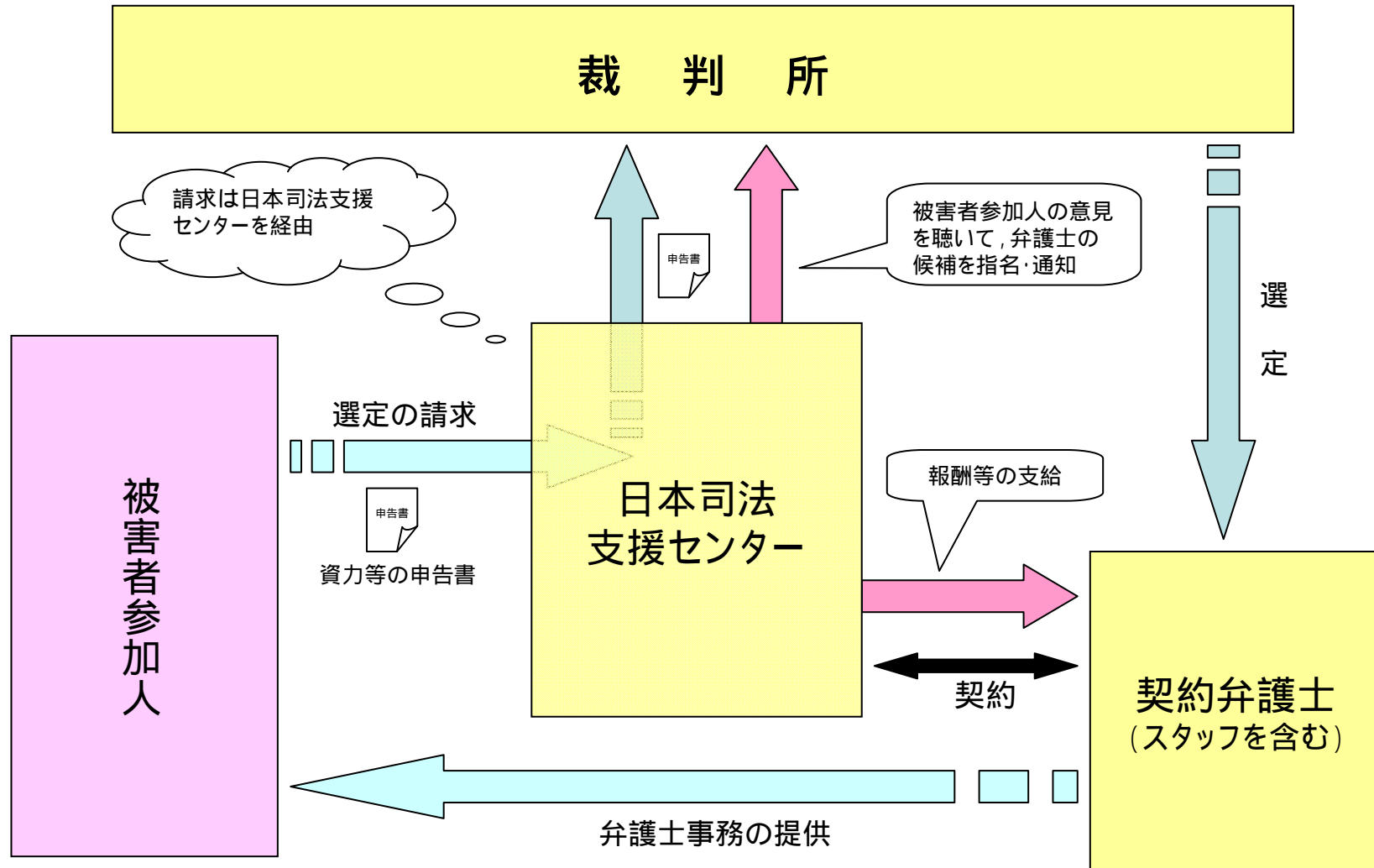
(2) 日本司法支援センターの業務に関する規定等の整備

日本司法支援センターは、被害者参加弁護士の候補を指名し裁判所に通知する業務、この通知に基づき被害者参加弁護士に選定された弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせる業務等を行うものとする。

2 施行日

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年6月27日から1年6月以内の政令で定める日）から施行

被害者参加人のための国選弁護制度のイメージ



被害者参加人のための国選弁護制度の概要

